

常任委員会とは？



沼津市議会では、議案をきめ細かく審議するため、5つの常任委員会（総務経済・民生病院教育・建設水道危機管理・一般会計予算決算・特別会計企業会計予算決算）を設置し、それぞれの委員会で議案を慎重に審査しています。

ここでは、定例会中における委員会での審査の流れについて紹介します。

本会議

本会議において議案が提案され、内容の説明、質疑を経て、それぞれの議案について、関係する委員会に詳しい審査を委ねます（付託）。



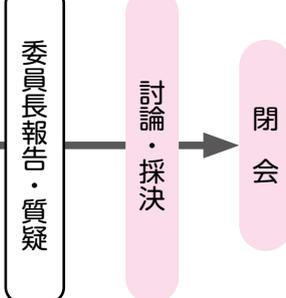
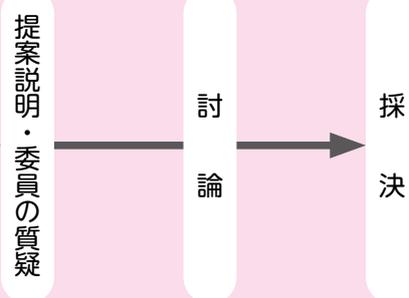
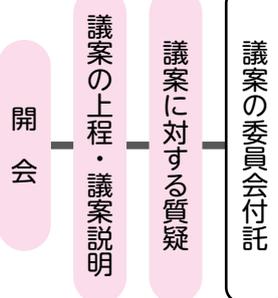
委員会

委員は、付託された議案について、疑問点や不明点など、本会議よりもさらに細かい内容について市に質問し、専門的かつ詳しく審査します。そして、それぞれの議案に対する委員会としての賛否を決めます。



本会議

委員会での審査の経過と結果を委員長が本会議で報告し、委員長報告に対する質疑、討論を行います。その後、議員全員で、議案に対する採決を行い、議会としての意思が決定（議決）されます。



議会改革の一環として常任委員会を再編

沼津市議会委員会条例の一部を改正する条例が、令和7年6月5日から施行され、予算決算委員会を除く4つの常任委員会が3つに再編されました。

これにより、1つの委員会の委員数が増え、より多様な視点からの議論や調査が可能になりました。

令和7年6月定例会から

総務委員会
文教産業委員会
民生病院委員会
建設水道委員会



総務経済委員会
民生病院教育委員会
建設水道危機管理委員会